主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人諫山博が陳述した控訴趣意は記録に編綴の同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用し、次のとおり判断する。

弁護人の控訴趣意第一について。

しかし、さきに認定したとおり、被告人は自ら希望して夜道を約二粁もの間ハンドルを操作してともかくも貨物自動車を運転していること、並びに原審証人Aの供述により明らかなとおり、被告人の操縦上の過失から貨物自動車を前記B方家屋で会させたが、その直後被告人は大変なことをしたといつて現場附近の路傍上の上に座り頭をかかえこんでいたことに徴すると、たとえ所論の各証拠によつて被告人が当時飲酒していた事実が認められるにせよ被告人の本件犯行時の意識は相当明確であり、衝突事故についても後悔の態度を示しているのであるから、被告人が当時是非善悪の判断力を全く欠如して心神喪失の状態にあつたものはいえないの当時是非善悪の判断力が著しく減退した心神耗弱の状態にあつたものとも認めの加ない。そこで原判決には所論のごとき事実誤認はないものということができるので論旨は理由がない。

よつて刑事訴訟法第三九六条に則り本件控訴を棄却することとし主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 藤井亮 裁判官 中村荘十郎 裁判官 生田謙二)